

新冠町 **令和8年度物価高騰子育て応援給付金** のご案内

**国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、
対象世帯1世帯につき1万円を1回限り支給します！**

1. 【対象世帯】

令和8年7月1日において町内に住所を有し、満18歳以下の児童を養育している世帯の世帯主。（原則児童手当受給者）

ただし、18歳の児童は年齢到達後最初の3月31日を迎えるまでの者としてします。

2. 【支給額】

対象世帯1世帯につき**1万円**（1回限り）

3. 【支給時期】

8月末から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は下記の窓口までお問い合わせください。

4. 【支給方法】

原則、児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。

※8月5日までに対象世帯へ支給案内を送付します。期日までに案内が届かない場合は下記の窓口までお問い合わせください。

5. 公務員の方へ

令和8年2月より順次支給しました国からの給付金において、**新冠町に申請された方においては手続きは不要**です。**他の市町村で申請された方、支給口座を変更される方においては申請が必要**となりますので、町民生活課の窓口で申請の手続きをしてください。

お問い合わせ先（新冠町役場）

新冠町役場 町民生活課 こども未来グループ 窓口

電話：**0146-47-2112（担当：西野・伊藤）**

（受付時間：平日8:30～17:15）



「令和8年度新冠町物価高騰子育て応援給付金」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに新冠町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに新冠町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。